

予防接種を受ける前に必ずお読みください。

1. インフルエンザとは

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こります。典型的なインフルエンザの症状は、突然の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などで、のどの痛み、咳、鼻水などもみられます。普通のかぜに比べて全身症状が強いのが特徴です。気管支炎や肺炎などを合併し、重症化することが多いのもインフルエンザの特徴です。

2. インフルエンザ予防接種の有効性と被接種者の責務

インフルエンザ予防接種の有効性は世界的にも認められています。我が国においても高齢者の発病防止、特に重症化防止に有効であることが確認されています。

しかし、予防接種を受けるように努める必要はなく、自らの意思と責任で接種を希望する場合にのみ予防接種を行います。

なお、予防接種を受けてからワクチンが十分な効果を維持する期間は、接種後2週間後から約5か月とされています。

3. インフルエンザ予防接種の副反応

過敏症：発疹、じんましん、紅斑、掻痒等

*まれに接種直後から数日中にあらわれることがあります。

全身症状：発熱、悪寒、頭痛、倦怠感等 *通常は2～3日中に消失します。

局所症状：発赤、腫脹、疼痛等 *通常は2～3日中に消失します。

重大な副反応：ショック、アナフィラキシー様症状（じんましん、呼吸困難、血管浮腫等）*そのほとんどは接種後30分以内に生じます。

その他、ギランバレー症候群、けいれん、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、肝機能障害、黄疸、喘息発作があらわれる等の報告があります。

4. 予防接種を受ける前に

(1) 一般的注意

インフルエンザの予防接種について、必要性や副反応についてよく理解しましょう。気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師や看護師に質問しましょう。**十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。**

(2) 予防接種を受けることが適当でない人

- ①接種当日、明らかな発熱のある人。明らかな発熱とは、通常37.5℃以上を指し、検温は接種を行う医療機関（施設）で行います。
- ②重篤な急性疾患にかかっている人。「重篤かつ急性」の疾患に罹患している場合には、病気の進展状況が不明であり、このような状態において予防接種はできません。
- ③予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーショックを呈したことが明らかな人。また、卵等でアナフィラキシーショックをおこした既往歴のある人
- ④インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う病状を呈したことがある人
- ⑤その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある人

(3) 予防接種を受ける際注意しなければならない人

- ①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する人
- ②過去にけいれんの既往がある人
- ③過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる人
- ④間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する人
- ⑤接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある人

(4) 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ①インフルエンザワクチン接種後24時間は副反応の出現に注意してください。特に、接種直後の30分以内は健康状態の変化に注意してください。
- ②予防接種当日の入浴は、インフルエンザワクチン接種後1時間を経過すれば差し支えありません。
- ③過激な運動、大量の飲酒は、それ自体で体調の変化をきたす恐れがあるので、インフルエンザワクチン接種後24時間は避けましょう。
- ④地域差はありますが、通常わが国のインフルエンザの流行は1月上旬から3月上旬が中心であること、接種後抗体の上昇までに2週間程度を要することから、より効率的に有効性を高めるためには、12月中旬までにインフルエンザワクチンの接種を行いましょう。

5. その他

(1) 予防接種を受けない場合

接種医の説明を十分聞いた上で、ご本人が接種を希望しない場合、家族やかかりつけ医の協力を得てもご本人の意思の確認ができなかったため接種をしなかった場合、当日の身体状況等により接種をしなかった場合等においては、その後、インフルエンザに罹患、あるいは罹患したことによる重症化、死亡が発生しても、担当した医師に責任を求めることはできません。

(2) 副反応が起こった場合

予防接種の後、まれに副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時に、ほかの病気がたまたま重なって現れることがあります。

予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱をもってひどく腫れたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱などが現れたら、医師（医療機関）の診療を受けてください。

そのほか、わからないことがあるときは下記へお問い合わせください。

- 白河市健康増進課（中央保健センター）…… TEL 27-2112
- 西郷村健康推進課（保健福祉センター内）… TEL 25-1115
- 泉崎村住民福祉課（保健福祉総合センター内）TEL 54-1335
- 中島村保健福祉課 …………… TEL 52-2174
- 矢吹町保健福祉課 …………… TEL 44-2300